

建設業の「事務所等労災」をご存じですか？

建設業の事業主の皆さまへ

建設業に適用される労働保険は次の「3種類」があります。

- ・「現場労災」とは、工事現場に係る労災保険（下請事業の労働者も含めて元請事業の事業主が加入します）です。
- ・「事務所等労災」とは、建設業の事務所や工事現場以外の資材置場等における労災保険です（対象は自社の所属労働者となります）。
- ・「雇用保険」とは、失業した場合や、雇用安定を図るために各種給付金・助成金を受けるものです（対象は自社の所属労働者となります）。

事務所等労災はどんな場合に加入する？

建設業の事務所で働く労働者はもちろんですが、事務所で働く労働者がいなくても、所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等の労災保険（継続事業）について保険関係を成立させる必要があります。

特定の工事現場に付随しない業務とは？

元請事業に関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことを指します。

例：特定の工事現場に付随しない自社施設内や資材置場や倉庫などにおける片付け、メンテナンス作業及び整理作業

事務所等労災の保険料算定は？

保険料の算定にあたっては、「事務職労働者の賃金」及び「現場労働者のうち特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎額に含めて下さい。

詳しくは「建設業の事業主の皆さまへ(リーフレット)」をご覧ください。

厚生労働省 労働保険徴収関係リーフレット一覧

検索



お問い合わせ先

○成立手続や保険料算定又は労災保険給付 所轄の労働基準監督署労災課へ

所在地や電話番号は

大阪労働局 労働基準監督署

検索



○成立手続や保険料算定 大阪労働局 労働保険適用・事務組合課 TEL 06-4790-6340
○労災保険給付 大阪労働局 労災補償課 TEL 06-6949-6507

建設業の事業主の皆さんへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

- 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
(裏面<参考>を参照)

- 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- 適用業種については主たる業態により判断されます。
- 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出席等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



<参考>

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)

(注)なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間にを利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
- イ 特定の工事現場に付隨しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

➤ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。